

令和8年度（2026年度）熊本県産品ブランド力向上業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県産品ブランド力向上業務

2 目的

首都圏の百貨店において、熊本県産品（農林畜水産物、加工品、熊本県産酒等）のブランド力向上、販路拡大及び令和8年熊本地震からの復興を首都圏から後押しするため「熊本地震復興応援フェア（仮称）」を開催する。

3 委託業務の内容

令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震における被災地域をはじめとする熊本の持続可能な地域経済の立て直しを図るとともに、熊本県産品のブランド力向上、販路拡大を目指し、首都圏の百貨店において「熊本地震復興応援フェア（仮称）」を開催する。また、近年、消費者行動が大きく変化していることから、最新の消費トレンドを押さえたフェアの企画・提案を行うこと。

（1）フェアの企画・運営

- ① 本業務委託にあたっては、過去に百貨店において都道府県等の自治体を実施するフェアに関して企画調整及び運営を行った実績があることを参加の条件とする。
- ② 開催場所として、「新宿高島屋（東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24-2）」を含めた首都圏の百貨店3カ所以上を提案し、その提案を基に熊本県と相談のうえ開催場所を決定すること。
- ③ フェアは契約締結の日から2月までの期間中に2週間以上実施すること。
- ④ 以下の（ア）～（オ）の実施を必須とする。
 - （ア） 「熊本食材ガイド」に記載のある食材のうち、各店舗で3品目以上を扱うこと。
 - （イ） PRする食材と関連する惣菜、加工品もしくは熊本県産酒を各実施店舗で15品目以上取り扱うこと。
 - （ウ） 「令和8年熊本地震」で特に被害が大きかった地域（宇城・八代地域など）の生産品（加工品を含む）を各実施店舗で5品目以上扱うこと。
 - （エ） 「令和8年熊本地震」からの復興支援、応援に資する企画を盛り込むこと。
 - （オ） 「食のみやこ熊本県」の推進に資する企画を盛り込むこと。
 - （カ） ポスター、チラシ等の作成及び様々な媒体（SNS等）を活用した広報宣伝による誘客を図ること。

- ⑤ フェアで使用する熊本県産品の仕入れ業務及び仕入れに係る費用については、委託金に含むものとする。
- ⑥ 熊本県東京事務所が所有する装飾品及び販促資材等を積極的に活用すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

5 予算額

（1）委託上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため留意すること。

（2）対象経費

- ① 事業の実施に直接必要となる経費（人件費、賃借料、資材費、サンプル費、通信運搬費、旅費、広告費、謝金、一般管理費等）とする。
- ② 備品の購入費は対象外とし、必要な場合はリース又はレンタルにより調達すること。

6 成果物の納品

次の成果物をデータ及び紙（A4版に製本）で1部納品すること。

① 業務完了報告書（PDF形式）（※）

（※）「業務完了報告書」への記載が必要な事項

- ・ イベント概要
- ・ 活動実績（情報発信による公告宣伝等含む）
- ・ 販売実績
- ・ 集客実績
- ・ イベント開催状況写真
- ・ チラシ等制作物
- ・ その他実績の確認に必要なもの
- ・ 今後の改善点等

7 納品場所

熊本県東京事務所くまもとセールス課

（東京都中央区銀座5-3-16 銀座熊本館3階）

8 著作権に係る留意事項

- （1）本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用い

る場合には、著作権処理等を必ず行うこと。

- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、熊本県と協議のうえ決定するものとする。

9 その他

- (1) 熊本県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、外部会場等を使用する場合には、会場管理者等と十分協議を行うこととする。
- (3) 受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、熊本県と協議のうえ、解釈する。
- (5) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて熊本県と協議し実施するものとする。